

## 問題 1 因果関係

甲男（24歳）は、自分の息子A（3歳）が言うことを聞かなかったことに憤慨し、死んでも良いと思って金属バットで思い切りAの頭を数回殴打した。もっとも、甲男は、後悔し救急車を呼んだ。

しかし、搬送途中に救急車が青信号を横断したところ、横から大きなトラックに衝突され、その事故（以下「本件事故」という）が原因でAは死亡した。

甲の行為は、殺人罪の構成要件を満たすか。

<MEMO>

### 解答

1 まず、硬い金属バットで頭を思い切り数回殴打した場合、死亡する可能性があるから、甲の行為は死亡結果の現実的危険性のある行為として、殺人罪（199条）の実行行為にあたる。

2 次に、法的因果関係は認められるか。

法的因果関係は、行為の危険が結果に現実化した場合に認められる。

本件では、本件事故により結果が形成されている。結果が介在事情から発生しているため、実行行為と介在事情に一定の関連性が認められるかが問題となる。

交通事故は特別異常な介在事情とはいえないが、甲が誘発したものとはいえない。また、介在事情発生の一因を作ってもいない。

そうだとすれば、実行行為と本件事故には一定の関連性が認められないため、行為の危険が結果へと現実化したとはいえない。

よって、法的因果関係は認められない。

3 以上より、甲の行為は殺人罪の構成要件を満たさない。

以上